苦情処理のプロセス （イメージ）

〈日 数〉

(1)苦情申立人による苦情申立ての意思表明

(2)調達機関との協議(任意)　（処理手続第二の一）

0日(起算日)　(3)苦情申立て

（供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。(処理手続第五の一)）

→ (4)調達機関に申請書の写しの送付　（処理手続第五の一）

10 作業日以内　(5)受理するか否かの決定　（処理手続第五の三）

→ (6)申立人、調達機関に通知　（処理手続第五の六）

(7)受理した旨の公示(参加申立ての受付開始)　（処理手続第五の六）

12 作業日以内　(8)契約締結の停止要請 ((3)から12 作業日以内)　（処理手続第五の七の1）

→ (9)調達機関が従わない場合、理由を委員会に通知
(10)委員会は、理由書の写しを申立人送付
（処理手続第五の七の5）

(11)参加者の確定(通知の締切り) ((7)から5日以内)　（処理手続第四の三）

(12)調達機関が委員会に報告書を提出((4)から14日以内)　（処理手続第五の十の1）

→ (13)委員会は報告書の写しを申立人及び参加者に送付　（処理手続第五の十の2）

(14)申立人及び参加者からの意見又は委員会の検討の希望の表明
((13)から7日以内)
（処理手続第五の十の2）

(15)検討の開始　（処理手続第五の八）

90 日以内　(16)報告書及び提案書の作成　（処理手続第六の一及び二）

→ (17)報告書及び提案書の申立人、調達機関等への送付　（処理手続第六の五）

(18)調達機関が提案に従わない場合の理由の委員会への報告
((17)から10日以内)
（処理手続第六の六）